

改正概要説明書	
国名： スウェーデン	法令名： 意匠法
改正情報： 2012年8月1日に改正された1970年法律No. 485, 2013年3月5日施行	
改正概要：	
<p>1. 共同体意匠への対応に関する改正</p> <p>共同体意匠に係る出願及び証明書請求に関する規定(第50条)、共同体意匠の侵害についてはスウェーデン意匠権侵害の規定(第35条等)が適用される旨の規定(第51条)、共同体意匠に係る訴訟についてはストックホルム地方裁判所が管轄となる旨の規定(第52条)、共同体意匠の規定は第50条から第52条に含まれる旨の規定(1条)が新設された。</p> <p>2. 権利侵害に対する救済措置の強化に関する改正</p> <p>(1) 侵害の行為を組成した物、侵害の行為に供した設備又は侵害行為から生じた利益についての没収を宣言することができる旨の規定が導入された(第35a条)。</p> <p>(2) 侵害の準備行為についても差止め命令が発出できるようになった(第35b条)。</p> <p>(3) 裁判において意匠権侵害についての相当の理由の証明があった場合、侵害調査の促進を目的として、裁判所は侵害行為に関係した者に対し、製品の供給や販売網に係る情報を提供するように情報提出命令を発出することができるようになった(第35c条から第35f条)。</p> <p>(4) 侵害に対する補償金の価額の決定に当たり考慮すべき事項が明示された(第36条)。</p> <p>(5) 証拠保全目的のため、裁判所は権利者の申立に基づき、侵害行為を行ったと合理的に推定できる者に対して、侵害行為に係る物品の写真撮影、書類の写しの作成等の侵害調査を行うことを地方執行当局に命じることができる侵害調査命令が導入された(第37a条から第37h条)。</p>	
改正内容：	
<p>・ 第1条</p> <p>「理事会規則(共同体意匠に関する2001年12月12日のEC. No. 6/2002)に基づく共同体意匠の規定は、第50条から第52条に含まれる(2004:1154)」が追加された。</p> <p>・ 第35a条</p> <p>新設条文である。</p> <p>・ 第35b条</p> <p>第3段落として、「第1段落及び第2段落の規定は、侵害に関連する試みを構成する行為及び準備行為に関しても適用する」が追加された。</p> <p>旧法第3段落において、「担保の種類については、強制執行法第2章第25条の規定を適用する」が「保証金の種類に関しては、施行規程の規定を適用する」に変更された。</p> <p>旧法第5段落に「かつ、当該訴訟は、罰金より重い罰が規定されていない事件に係る訴訟に関する訴訟手続法の規定に基づいて処理される」が追加された。</p>	

旧法最終段落の「無線及び有線放送の内容に関しては、ラジオ送信法(1966：755)の規定を適用する」が削除された。

・ **第 35c 条-第 35h 条**

TRIPS 協定第 47 条に係る情報提供に関する新設条文である。

・ **第 36 条**

故意又は過失による意匠侵害の補償額の決定に関して明確化された。

・ **第 37 条**

「特定の方法で改変すること、保護期間の残余の期間保管すること若しくは廃棄すること、又は許諾を得ないでスウェーデンで製造され若しくはスウェーデンに輸入された商品を補償と引き換えに被害者に引き渡すことを命じることができる。本規定は、善意で当該財産又は当該財産についての特定の権利を取得し、かつ、自らは意匠侵害を行っていない者には適用しない。」が「商業経路から回収し、変更し、残余保護期間の間保管し若しくは破棄すべき旨又は当該財産に関して他の措置をとるべき旨を決定することができる。侵害に関連して使用されたか又は使用することが意図された器具についても同様とする」に変更された。

最後の段落として「本条に基づく措置に関する決定は、意匠侵害をこうむった当事者は当該措置の対象である当事者に補償を支払わなければならないことを含意するものであってはならない。第 1 段落に基づく措置は、被告がその費用を負担するものとする。ただし、それとは反対の特別の理由がある場合はこの限りでない。第 35a 条又は刑法に基づいて不法行為の防止のために没収又はその他の措置が決定された場合は、本条にいう決定は下さない。法律（2009 年：112）」が追加された。

・ **第 37a 条-第 37h 条**

侵害調査に関する新設条文である。

・ **第 38 条**

「補償」が「補償及び没収」に変更された。

・ **第 49 条**

「本法の適用に関する追加規定は、登録当局法(1977 年 731)により政府が採択し、決定する」が追加された。

・第50条-第52条

共同体意匠に関する新設条文である。